

お客さま各位

令和 7 年 12 月

株式会社香川銀行

「電子交付サービス利用規定」の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、令和 7 年 12 月 27 日から、投資信託に関する報告書等の書面を郵送による交付から、原則、インターネットを通じた WEB サービス「電子交付サービス」による提供に変更させていただきます。

これに伴い、「電子交付サービス利用規定」を下記のとおり改定しますのでお知らせいたします。

なお、改定後の規定を令和 7 年 12 月 27 日以降当行ホームページに掲載させていただきます。

記

1. 改定する規定

電子交付サービス利用規定

2. 改定内容

別紙のとおり

3. 改定日

令和 7 年 12 月 27 日（土）

以上

電子交付サービス利用規定

令和7年12月27日

改正前	改正後
<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この規定は、株式会社香川銀行（以下「当行」といいます。）が、インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービス（以下「インターネット投資信託」といいます。）において、お客様へ交付する書面について、紙媒体に代えて<u>電磁的方法</u>により交付するサービス（以下「電子交付サービス」といいます。）について定めるものです。以下、この規定において、投資信託取引に関してお客様へ交付する書面を紙媒体の郵送により交付することを「書面交付」、お客様がインターネット投資信託取引画面へログイン後に電磁的方法により<u>交付</u>することを「電子交付」、また電子交付の対象となる書面を「電子交付書面」といいます。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第1条 この規定は、株式会社香川銀行（以下「当行」といいます。）が、インターネットを通じて当行が提供する投資信託取引サービス（以下「インターネット投資信託」といいます。）及び<u>電子交付サービス専用システム</u>において、お客様へ交付する書面について、紙媒体に代えて<u>当該書面に記載すべき事項を、お客様のパソコンやスマートフォン等（以下「端末」といいます。）を介して提供する方法</u>（以下「電子交付サービス」といいます。）について定めるものです。以下、この規定において、投資信託取引に関してお客様へ交付する書面を紙媒体の郵送により交付することを「書面交付」、お客様がインターネット投資信託又は電子交付サービスへログイン後に電磁的方法により<u>提供</u>することを「電子交付」、また電子交付の対象となる書面を「電子交付書面」といいます。</p>
<p>(電子交付の内容)</p> <p>第2条 前条に規定する電子交付書面は、次の各号に掲げる書面とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取引報告書 (2) 再投資報告書 (3) 分配金報告書 (4) 償還金報告書 (5) 取引残高報告書 (6) 運用報告書 	<p>(電子交付の内容)</p> <p>第2条 前条に規定する電子交付書面は、次の各号に掲げる書面とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取引報告書 (2) 再投資報告書 (3) 分配金報告書 (4) 償還金報告書 (5) 取引残高報告書 (6) 運用報告書 (7) 定時定額買付サービスご契約内容 (8) 適格請求書（インボイス） (9) 非課税口座内上場株式等払出通知書 (10) お客様にご負担いただいた費用・報酬のお知らせ (11) 非課税期間終了のお知らせ

(7) その他法令で電子交付が認められている書面のうち、当行が定めるもの

- 2 当行が前条に規定する電子交付を行う方法は、前項に掲げる電子交付書面のファイルを、インターネットを通じてお客様の閲覧に供する方法とします。
- 3 お客様は、前項に規定する電子交付書面の発行の日から5年間は、当該電子交付書面のファイルの閲覧ができます。ただし、お客様が当該取引を最後に行った際に電子交付を受けたファイルが、お客様が閲覧を希望される日において効力を有している最新のものと異なる場合、当行は、お客様が、当該最後に取引を行った際に電子交付を受けたファイルに対して、常時接続可能な状態を維持させることについては不要である旨の承諾をされたものとして扱わせていただきます。この場合において、お客様が当該ファイルの閲覧を希望される場合には、閲覧したいファイルを当行までお申し出ください。
- 4 お客様にご用意いただくパーソナル・コンピューターなどの情報演算処理装置等のシステム等においては、当行所定の動作環境等を備えていただくものとします。
- 5 電子交付書面の内容をご確認された際には、当該ファイルをお客様のパーソナル・コンピューター等に備えられた情報記憶装置に記録（ダウンロード）してください。また、当該記録（ダウンロード）をしていただいた場合でも、電子交付書面の内容等が更新された場合には、前項の手順に従い、別途保存してください。

（電子交付の承諾及び申込み）

第3条 お客様が電子交付サービスの利用を希望される場合は、本規定を承諾の上、当行所定の書面の提出又はインターネット投資信託にて当行所定の方法により電子交付サービスを申込みするものとします。なお、電子交付の申込みは第2条第1項に掲げる対象書面について一括して行うものとし、書面ごとの申込みはできません。

2 当行は、原則として当行所定の手続きにより、お客様のインターネット

(12) 第3条第4項により電子交付することとなった書面

- 2 当行が前条に規定する電子交付を行う方法は、前項に掲げる電子交付書面のファイルを、インターネットを通じてお客様の閲覧に供する方法とします。
- 3 お客様は、前項に規定する電子交付書面の発行の日から5年間は、当該電子交付書面のファイルの閲覧ができます。ただし、お客様が当該取引を最後に行った際に電子交付を受けたファイルが、お客様が閲覧を希望される日において効力を有している最新のものと異なる場合、当行は、お客様が、当該最後に取引を行った際に電子交付を受けたファイルに対して、常時接続可能な状態を維持させることについては不要である旨の承諾をされたものとして扱わせていただきます。この場合において、お客様が当該ファイルの閲覧を希望される場合には、閲覧したいファイルを当行までお申し出ください。
- 4 お客様にご用意いただく端末の情報演算処理装置等のシステム等においては、当行所定の動作環境等を備えていただくものとします。
- 5 電子交付書面の内容をご確認された際には、当該ファイルをお客様の端末に備えられた情報記憶装置に記録（ダウンロード）してください。また、当該記録（ダウンロード）をしていただいた場合でも、電子交付書面の内容等が更新された場合には、前項の手順に従い、別途保存してください。

（電子交付の承諾及び申込み）

第3条 お客様が電子交付サービスの利用を希望される場合は、本規定を承諾の上、当行所定の書面の提出又はインターネット投資信託にて当行所定の方法により電子交付サービスを申込みするものとします。なお、電子交付の申込みは第2条第1項に掲げる対象書面について一括して行うものとし、書面ごとの申込みはできません。

2 当行は、原則として当行所定の手続きにより、お客様の電子交付

ネット投資信託の申込完了日以降において、インターネット投資信託取引画面より発行する書面について電子交付します。なお、当行都合により、電子交付の開始が申込完了日以降となる場合があります。

3 電子交付書面について、お客様の請求により電磁的方法によらず紙媒体等で交付する場合には、当行所定の手数料がかかる場合があります。

(追加)

(当行都合による電子交付書面の書面交付)

第4条 前条の規定にかかわらず、当行の都合により電子交付によらず、書面交付させていただく場合があります。

(当行都合による電子交付の終了・停止)

第5条 当行はお客様への通知をすることなく、いつでも電子交付の中止・内容変更を行うことができるものとします。なお、法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し、書面交付できるものとします。

2 当行は、システムメンテナンス等のために、電子交付サービスの一部又は全部を停止することがあります。

(免責事項)

第6条 当行は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。また電子交付に関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません

サービスの申込完了日以降において、電子交付サービスより発行する書面について電子交付します。なお、当行都合により、電子交付の開始が申込完了日以降となる場合があります。

3 電子交付書面について、お客様の請求により電磁的方法によらず紙媒体等で交付する場合には、当行所定の手数料がかかる場合があります。

4 当行は、対象となる電子交付書面を任意に追加できるものとし、対象となる電子交付書面を追加する場合は、事前に当行ホームページ等で告知するものとします。

5 法令の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し、書面交付できるものとします。

6 当行はシステムメンテナンス等のため、電子交付サービスの一部又は全部を停止することがあります。

(当行都合による電子交付書面の書面交付)

第4条 前条の規定にかかわらず、当行の都合により電子交付によらず、書面交付させていただく場合があります。

(法令等の遵守と規定の変更)

第5条 本サービスの利用にあたっては、当行及びお客様は日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、当行はこの規定を変更することができます。この場合は当行ホームページにて告知を行うものとし、変更日以降は、変更後の規定により取扱うものとします。

(免責事項)

第6条 当行は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。また電子交付に関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません

ん。

- (1) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (2) 通信回線、通信機器及びコンピューター・システム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動により生じた損害

(電子交付サービスの解約等)

第7条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項に定める書面等を紙媒体に切り替えて交付します。

- (1) お客様が電子交付サービスを解約した場合 (当行のインターネットバンキング等の関連するサービスが解約された場合を含む。)
- (2) 当行が電子交付サービスの利用を停止することが適当であると判断した場合

- (3) 当行が電子交付サービスの提供を終了した場合

(その他)

第8条 当行は、この規定の内容を変更する場合があります。

その場合には、当行は、変更日・変更の内容を当行ホームページ上へ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取り扱うものとします。

- 2 この規定に定めのない事項については、当行所定の「インターネット投資信託取引規定」その他の約款・規定等が適用されるものとします。

以上

ん。

- (1) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- (2) 通信回線、通信機器及びコンピューター・システム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動により生じた損害

(電子交付サービスの解約等)

第7条 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第1項に定める書面等を紙媒体に切り替えて交付します。

- (1) お客様が電子交付サービスを解約した場合
- (2) お客様が第5条に定める法令等に違反した場合
- (3) お客様が電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当行が判断した場合
- (4) 上記のほか、お客様による電子交付サービスの利用が不適当であると当行が判断した場合
- (5) 当行が電子交付サービスの提供を終了した場合

(その他)

第8条 この規定に定めのない事項については、当行所定の「インターネット投資信託取引規定」その他の約款・規定等が適用されるものとします。

以上